

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成29年2月21日

北海道知事 高橋 はるみ



1 公募型プロポーザル方式に付す事項

- (1) 業務名
プロフェッショナル人センター運営事業委託業務
- (2) 委託業務の目的
企画提案指示書のとおり
- (3) 委託業務の内容
企画提案指示書のとおり
- (4) 委託期間
企画提案指示書のとおり

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

企画提案の参加要件は、法人又は個人若しくは、これらの者を構成員とする連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であって、次の要件を満たす者とする。

- (1) 中小企業等の求人ニーズの取り繋ぎに公正さが担保されるよう、職業安定法に基づく職業紹介事業所の許可・届け出をしている者以外であること。コンソーシアムにあっては構成員に含んでいないこと。
- (2) 道内に本店又は事業所を有する法人、若しくは道内に住所を有する個人であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと、及び暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (6) 次に掲げる税を対応している者でないこと
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。また、コン

ソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

企画提案指示書のとおり

(2) 企画提案資料の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 平成29年2月21日(火)～3月8日(水)

イ 交付場所 企画提案指示書のとおり

なお、北海道経済部労働政策局雇用労政課のホームページからダウンロードすることができる。

(URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/ui-turn/procenteritaku.htm>)

アドレスを確認すること

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

企画提案指示書のとおり

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

企画提案指示書のとおり

4 参加資格の審査及び企画提案書の提出要請

参加資格の審査を行い、これを満たす者に対して、企画提案書の提出を要請する。

5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下、「特定者」という。)を選定する。

(1) プレゼンテーションの実施

企画提案指示書のとおり

(2) 企画提案書の審査項目

ア 業務遂行能力

イ 企画提案内容

6 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務関係法令の規定により契約手続を行う。

7 その他

(1) 全ての提出書類の作成・提出に要する費用

提出者の負担とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を収集するための窓口

企画提案指示書のとおり

(4) 審査結果及び特定者名

公表する。

(5) その他

詳細は、「企画提案指示書」において定める。